

介護老人保健施設「えんやま」短期入所療養介護

料金表

介護老人保健施設「えんやま」介護予防短期入所療養介護

* 基本料金：(1)+(2)+加算①②⑦の料金をお支払いいただきます。

(単位/円)

	要介護度		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
(1)介護給付 (1 割負担分)	施設サービス費 (1 日分)		575	716	750	795	856	908	959
	" (30 日分)		17,250	21,480	22,500	23,850	25,680	27,240	28,770
	加算					42	(① + ②)		
(2) 介護給付 外 (実費負担分)	食費	第 4 段階	1,380						
		第 3 段階	650						
		第 2 段階	390						
		第 1 段階	300						
	居住費	第 4 段階	2,640						
		第 3 段階	1,310						
		第 2 段階	490						
		第 1 段階	490						
第 4 段階	(1) + (2)	合計 / 1 日	4,637	4,778	4,812	4,857	4,918	4,970	5,021
第 3 段階	(1) + (2)	合計 / 1 日	2,577	2,718	2,752	2,797	2,858	2,910	2,961
第 2 段階	(1) + (2)	合計 / 1 日	1,497	1,638	1,672	1,717	1,778	1,830	1,881
第 1 段階	(1) + (2)	合計 / 1 日	1,407	1,548	1,582	1,627	1,688	1,740	1,791

※負担限度額認定を受けられている場合は、段階に応じた金額となります。

※テレビ・髭剃り等電化製品の使用に関しては、別途持ち込み料金をいただきます。

第 4 段階	下記以外の方			
第 3 段階	世帯全体が市町村民税		課税年金収入と合計	8 0 万円を超える
第 2 段階	非課税者		所得金額の合計が	8 0 万円以下
第 1 段階	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者			

※認定を受けるためには、介護保険負担限度額認定申請書を市町村に提出し、該当となれば認定されます。

※平成27年8月から、一定以上の所得（本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者

<65歳以上の人>の年金収入+その他の合計所得金額が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯346万円以上）

がある人がサービスを利用したときは、利用者負担が1割から2割になります。

	要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
(1)介護給付 (2割負担分)	施設サービス費 (1日分)	1150	1432	1,500	1,590	1,712	1,816	1,808
	" (30日分)	34,500	42,960	45,000	47,700	51,360	54,480	54,240
	加算	84						
(2)介護給付外	食費	1,380						
(実費負担分)	居住費	2,640						
(1)+(2)	合計/1日	5,254	5,536	5,604	5,694	5,816	5,920	5,912

*加算

種類	単位数	算定単位	備考
①サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18	1日につき	介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が60%以上
②夜間職員配置加算	24	1日につき	夜勤帯において介護及び看護職員を2名以上配置
③療養食加算	23	1日につき	治療食が提供されている場合
④送迎加算	184	片道につき	
⑤緊急時治療管理	511	月3日限度	
⑥特定治療	備考算出 方法で 算定	1回につき	診療報酬点数×10
⑦介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		1月につき	総単位数の1000分の27